

神奈川県指定特定非営利活動法人審査会の運営等について

<審査会の運営等>

1 会議の開催

- 会議は、会長が招集する。

2 会議の公開・非公開

- 会議は原則として公開する。ただし、個別案件に関する審議については、会長が会議に諮った上で非公開とする。

- 県の附属機関の会議は、「神奈川県情報公開条例」の規定により、原則公開とされているが、同条例第5条各号に該当する事項（個人情報を含む事項や、公開すると特定の者に不利益となるおそれがある事項など）について審議を行う場合等のときには、非公開とすることができるとされている。
- 本審査会における個別案件に関する審議については、内容が個人情報を含む事項や、法人の不利益情報となるおそれがある事項を含んでおり、非公開とすることが適当であると考えられることから、本審査会においては、原則公開（ただし、個別案件に関する審議については非公開）とするものとする。

3 議事録

- 原則、発言者氏名を含め、全内容を記録する。
- 事務局は、結果速報及び会議結果（議事録を含む。）を作成し、県ホームページで公開する。
ただし、会議が非公開になった場合には、議事録は公開の対象としない。